

平成26年度第1回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成26年7月4日（金）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	挨拶	3
3	委員及び事務局の紹介	3
4	会長・副会長選出	5
5	景観デザイン審査部会委員の指名	6
6	議事	8
	(1) 現状の景観施策の概要について	
	(2) 都市景観基本計画及び景観計画の見直しについて	
	(3) 札幌景観資産の指定解除について（非公開）	
7	閉会	31

平成26年度第1回札幌市都市景観審議会

1 日 時 平成26年7月4日（金）14時00分～16時30分

2 場 所 札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ9名（巻末参照）

札幌市：市民まちづくり局都市計画部長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長

4 議事

（1）現状の景観施策の概要について

（2）都市景観基本計画及び景観計画の見直しについて

（3）札幌景観資産の指定解除について（非公開）

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員12名中9名の方がおそろいでございます。札幌市都市景観条例の規定によりまして、定足数を満たしておりますので、ただいまから、平成26年度第1回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の稲垣と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入るまでの進行役をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

2. 挨拶

○事務局（地域計画課長） それでは、本日は、委員改選後第1回目の審議会になりますので、まず、市民まちづくり局都市計画部長の三澤より、ご挨拶を申し上げます。

○三澤都市計画部長 皆さん、こんにちは。都市計画部長の三澤でございます。

本来ですと、局長から、一言、開会のご挨拶をさせていただくところですが、出張中のため、私から挨拶をさせていただきます。

まず、委員の皆様におかれましては、このたび、委員就任を引き受けいただき、また、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心よりお礼を申し上げます。

さて、札幌市におけるこれまでの景観施策につきましては、平成9年に策定した札幌市都市景観基本計画と、平成20年に策定した景観計画によりまして、景観計画区域及び重点区域の指定や届出制度の運用、景観重要建造物等の指定といった取り組みを展開してきたところでございます。

しかしながら、基本計画の策定から既に17年が経過しており、都市の拡大成長期に対応した景観施策からの転換が求められていると考えております。

また、本市では、今後の人口減少や高齢化の急速な進行をはじめとする社会経済状況の大きな変化を見据え、昨年度、上位計画となります、まちづくり戦略ビジョンを新たに策定したところでございます。このビジョンでは、都市空間創造戦略の一つといたしまして、札幌らしい魅力ある景観形成のため、都市景観基本計画などの見直しを行うことを位置づけております。このため、今期の景観審議会では、皆様からのご意見を賜りながら、基本計画等の見直しに向けた検討を進めていくことが重要課題と考えておりますので、皆様のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 委員及び事務局の紹介

○事務局（地域計画課長） それでは次に、委員の皆様をご紹介します。

なお、本日、皆様のお手元に委嘱状を配付させていただいております。本来ですと、お

一人ずつお渡しすべきところではございますが、どうかご容赦いただきますようお願いいたします。

また、お手元の配付資料3に委員名簿がございますので、そちらもごらんいただきたいと思っております。

本日は、梅木あゆみ委員、小澤丈夫委員、八木由起子委員の3名につきましては、欠席のご連絡を頂戴しております。

では、本日ご参加いただいております各委員のお名前を五十音順でご紹介させていただきます。

まず、小川光代委員です。

片山めぐみ委員です。

斉藤浩二委員です。

坂井文委員です。

鈴木宏一郎委員です。

奈良顕子委員です。

西山徳明委員です。

濱田暁生委員です。

廣川雄一委員です。

続きまして、今回、この審議会の事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部の関係職員から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の伊藤です。よろしくお願いたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の山田でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（地域計画課長） その他、関係の職員も参加しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に、配付資料1として会議次第、配付資料2として座席表、配付資料3として都市景観審議会の委員名簿、配付資料4として景観条例その他関係規則等を抜粋した資料がございます。それから、A3判になりますが、説明資料1として、景観法に基づく届出状況について、それから次に議事2と書いてありますが、A4判横のカラーの都市景観基本計画及び景観計画の見直しについての資料がございます。その他、補足資料といたしまして、札幌市まちづくり戦略ビジョンを抜粋したA4判縦のものがございます。それから、札幌市都市景観基本計画と景観計画の冊子のコピー版がございます。また、パンフレットでございますけれども、景観計画、景観条例のあらましということで、「透明感と輝きのある北の都市へ」と書いてあるパンフレットもございます。

資料は以上でございますが、不足がございましたらご連絡をお願いいたします。

4. 会長・副会長選出

○事務局（地域計画課長） 次に、会議次第の4でございます。

今回の審議会は、委員改選後の初回でございますので、新たに会長、副会長を選出する必要がございます。

選出方法ですが、資料4の関係条例をごらんいただきますと、会長及び副会長各1名を委員の互選によってこれを定めるということでございます。候補の立て方としましては、委員からの立候補あるいは推薦という形がございますけれども、委員のほうで何かご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

○廣川委員 事務局に腹案はないのですか。

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

皆様のご了解をいただければ、今、お声もいただきましたので、事務局から会長と副会長の候補をご提案させていただいてお諮りしたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

それでは、会長、副会長をご提案させていただきます。

まず、会長は、前期まで会長をお願いしておりました濱田委員に、また、副会長は、同じく前期まで副会長をお願いしておりました坂井委員にお願いしたいと存じますが、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（地域計画課長） ありがとうございます。

それでは、異議なしということでご賛同をいただきましたので、この審議会の会長には濱田委員、副会長には坂井委員を選出させていただくことといたします。

ありがとうございました。

ここで、濱田会長におかれましては、中央の委員長席へご移動をお願いいたしまして、改めてご挨拶をいただければと思います。また、その後、委員長に進行をお願いいたしますけれども、その後場内での写真撮影はご遠慮いただきますよう、お願いいたします。

会長、よろしくお願ひします。

〔会長は所定の席に着く〕

○濱田会長 それでは、挨拶を申し上げます。

改選期で、委員の委嘱をいただいたときに、私はそろそろ世代交代の時期だという旨を申し上げたのですが、昨年までの議論の中で、都市景観基本計画と景観計画の見直しを検討中ですので、見直し議論の間、残りの2年間、お役目を果たすことに関してはやぶさかではございませんということでお受けいたしました。

そうしたところ、今回、引き続き委員長ということでございますので、最年長ということで、進行役を務めるということでやらせていただければと思いますが、ひとつ審議のほどをよろしくお願ひします。

少し翻って考えますと、私自身、どっちかという小さなまちのお手伝いをしてきた中で、札幌市の景観のあり方について、このようにかかわっていくという立場は、ある意味、札幌市民としての責務という意味でもそれなりの役目を果たすべきかなということがかかわってまいりましたが、役割をきちんと果たしてこられたか、それから、この任期中に札幌の景観が少しでも良質なものになり得たかということに関しては、必ずしも自分で納得できることばかりではない部分もございますが、今回、都市景観基本計画と景観計画をまちづくり戦略ビジョンとの連携、都市計画マスタープランとの連携の中でしっかりと皆さんと議論をして見直すということをございますので、その中で施策としての有効性みたいなことを意識しながら議論して、それを反映していただけるのであれば、それなりの役割が果たせる可能性もあるということで、頑張っってしっかりとやっていきたいと思っっておりますので、よろしくお願ひいたします。

坂井副委員長からも、一言、いただきたいと思ひます。

○坂井副会長 副会長を受けることを知りませんで、ちょっとびっくりしておひります。先走っって、きょうの資料を見せていただひても、ことしから来年度にかけて、かなりいろいろと議論していかなければならないと改めて感じておひります。

やはり、景観計画、新しい条例も非常に大事なことなので、ぜひ、この委員会では活発な議論ができますよう、私も少しでも頑張っっていきたくと思っしております。

よろしくお願ひします。

5. 景観デザイン審査部会委員の指名

○濱田会長 それでは、次第に沿っって進めてまいります。

次第5の景観デザイン審査部会の委員の指名です。

配付資料4の内容によりますと、審査部会の委員は会長から指名させていただくことになっておひります。

まず、事務局から、当審査部会を設置する趣旨も含めてご説明いただひて、それを受け、指名したいと考えておひります。よろしくお願ひします。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の伊藤でござひます。

私から、景観デザイン審査部会についてご説明いたします。

景観デザイン審査部会は景観法に基づく建築物等の届出などで、景観計画に定める行為の制限に適合しないものに対して、札幌市が設計変更等の勧告や命令等をしようとする際に審議するため、札幌市都市景観条例第45条第5項に基づき設けられているものです。

その委員の選出方法については、条例施行規則第26条第1項によりまして、会長の指名する委員をもって組織することとされておひります。今回、審議委員の改選によりまして、新たに景観デザイン審査部会委員を会長より指名していただく必要がござひます。

部会の構成につきましては、札幌市都市景観の推進に係る取扱要綱第24条により、審議委員5名と臨時委員2名をもって構成することとされておひりまして、同要綱により、臨

時委員は、登録委員の中から選任することとされております。

審議会から選任する部会委員につきましては、僭越とは存じますが、事務局としての考えを申し上げますと、学識経験を有される方を基本とすることが望ましいかと思っておりますので、各委員の専門分野を考慮いたしまして、建築意匠また建築計画等を専門とされます小澤丈夫委員、片山めぐみ委員、都市計画、ランドスケープを専門とされます坂井文委員、西山徳明委員、そして、審議会会長であります濱田暁生委員の5名を候補としてご提案いたします。

次に、臨時委員につきましては、取扱要綱に基づきまして、あらかじめ関係団体より推薦を受けた方を事務局で既に登録しておりますので、ご説明いたします。

こちらは、札幌弁護士会及び北海道建築士事務所協会札幌支部から推薦をいただいております菅澤紀生委員、迫田宏治委員、菅野彰一委員、中原隆一委員の4名を登録しております。

○濱田会長 事務局のお考えをご提示いただきました。

私としては、妥当なところかなと思います。よろしければ、委員の皆様のご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 それでは、4名の方と私と臨時委員ということで務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

部会委員の皆さんにおかれましては、これから機会が設けられた折には、ぜひ、きちんと議論をしていただければと思います。改めて、よろしく申し上げます。

◎会議録の公開について

○濱田会長 それでは、議事に入ります前に、会議録の公開について皆様のご了解をいただく事項がございますので、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(都市景観係長) ご説明いたします。

会議録については、札幌市自治基本条例、情報公開条例で、施策の検討開始時点、施策形成過程にある情報について、積極的に市民に提供または公表するよう規定されております。札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱においても、会議録を作成の上、公表することとしております。

したがいまして、会議の名称、出席者氏名、会議の議題、会議資料、発言者を記載しました議事録を、個人に関する情報などの非公開情報を除き、委員の皆様にご確認を得た後に全て公表したいと考えております。

○濱田会長 ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問はございますか。

これまでもやってきたとおりでございますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 それでは、会議録は公開ということにさせていただきます。それだけ責任の

ある発言をとということになろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

6. 議 事

○濱田会長 それでは、議事に移ります。

まず、現状の景観施策の概要についてです。今日は非常に盛りだくさんでございますので、てきぱきとやっていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（都市景観係長） それでは、議事（1）現状の景観施策の概要について、正面のスクリーンを使いながらご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

景観施策の現状ということで、四つの主要な取り組みを中心にご説明していきたいと思っております。

①届出制度、②普及啓発、③景観まちづくり、④景観重要建造物等という四つの主要な柱の取り組みをやっております。

まず、届出制度についてでございます。

届出制度と届出状況の報告でございます。

札幌市では、景観法に基づく景観計画区域を市域全域としまして、このほかに、大通地区、札幌駅前通北街区地区、札幌駅南口地区、札幌駅北口地区を景観計画重点区域としております。これらの区域で、下記に図示しておりますような届出対象行為・規模に該当する場合は、工事に着手する30日前までに届出が必要としております。

景観計画区域については、届出対象行為としまして、建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕もしくは模様替え、または外観の過半にわたる色彩の変更ということで、外壁の色彩の塗りかえも届出対象になってまいります。

また、2番に書いていますけれども、総合設計制度、一団地認定等の許可や認可を受ける場合は、特定届出対象行為となりまして、規模にかかわらず届出が必要になるということでございます。

この景観計画区域の1番は、主に大規模なもので、床面積で言えば1万平米を超えるようなもの、あるいは、高度地区において高さが一定の高さを超えるものが届出の対象になるということでございます。

続きまして、先ほども申しましたけれども、景観計画重点区域として都心部の4地区を指定しておりまして、こちらについては、規模にかかわらず、先ほどの建築物、工作物等の行為が届出の対象になっております。また、建築物、工作物の除却、撤去する場合も届出の対象になりますし、広告物の掲出については、大通地区においては届出の対象となっております。

昨年度の届出状況について画面にお示ししております。また、お配りしましたA3判の資料にさらに詳細を記載してございますが、まとめて画面で説明していきたいと思えます。

平成25年度の届出件数は合計で145件となっております。これは、建築物、工作物及び景観計画区域、景観計画重点区域全てのものを件数とカウントしているものになります。

す。その中でも、建築物について、特に件数が多かったものにちょっと色をつけておりますけれども、やはり、共同住宅は、新築になりますけれども、56件ということで一番多いです。また、隣にある色彩変更が19件です。新築、増築、色彩変更で76件ということで、共同住宅が割合としては一番多くなっております。

また、用途的には、大学などの学校施設に関しては、それぞれ10件、8件ということで、こちらも多くとなっております。こちらは、増築行為において件数として届出されており、件数が多いということでございます。

また、下のほうに行きまして工作物です。橋梁、高架道路、高架鉄道等ということで、橋のようなものです。こちらについて、色彩変更、修繕と書いていますけれども、基本的には色彩の変更によって届出の対象になっているということございまして、こちらの件数が多くなっております。

また、表の右側の景観計画重点区域においては、PC柱、鉄柱が8件ということで、重点区域の中ではこの鉄柱に当たるものの件数が多くなっております。それぞれについて、どのようなものが届出をされているかということをご説明したいと思います。

まず、共同住宅については、特に中央区、西区の件数が多く、その区の中でも多いところがあったのですが、それぞれの届出の傾向ということで、どのような外観、デザイン、機能を持ったものが多いのかということで整理しておりまして、ちょうど比較になるかということでお示ししております。

中央区の事例については、画面の左側になりますけれども、土地の敷地の制約もあるかと思っておりますけれども、ある程度の高さがある建物です。西区のほうに関しては、比較的、敷地に余裕があるので、高さはそれほど要らないのですけれども、規模としては大きなものが建っております。特に色彩に関しては、デザイン上は、多くが白い色で、景観70色の中では新雪という色がありますけれども、こちらを基調色として、アクセントカラーに開拓使というグレーのやや濃い目のアクセントを使っている傾向があります。こちらは、特に地域にかかわらず、こういう色彩計画がされるケースが多いということでございます。また、利便性の高い場所での新築が全体の中では多かったかなということでございます。

先ほども申しました中で、届出件数の中でも多かった学校の増築ということでございます。こちらは、規模の小さな建物でも届出の対象になると書いています。今、画面でパースを示しておりますが、啓明中学校や開成中学については、新築ではなくて増築となっておりまして、もともと体育館があって、その後に校舎の建てかえということになっていて、行為としては増築ということでございます。

このような形で、敷地が広大な大学施設ですけれども、そういう状態の中で、比較的規模の小さなものでも敷地全体で1万平米を超えてくることもあって、届出の対象になっておりまして、学校の件数は多くなっている傾向がございます。

また、公共性の高い建築物がほとんどでございますので、景観計画上は大きな問題になるようなものはございませんでした。

工作物ということで、先ほども申し上げたように、橋です。こちらについては、基本的には塗り替えの事例でございます。届出の協議の中で、より景観に配慮したものということで、もう一つの事例でございますけれども、清田区北野の厚別川にかかる田の中橋の事例です。塗りかえ前は、画面の左側にあるとおり、ちょっと青みがかった白い色彩になっており、浮き立って見えるような状況でした。こちらについては、協議の中で、周辺にマッチした色にしてくださいということで、塗り替え後は、浮き立たないような、周辺に調和した色彩になっております。

景観計画重点区域の中で最も多かった鉄柱ですが、これは屋上に設けられているアンテナの支柱になりまして、規模にかかわらず届出が要ることになっておりますので、こういうものの届出の件数が増えてきております。見てのとおり、景観上、余り影響がないものがほとんどでございます。

続きまして、普及啓発について説明をしていきます。

市民主体の景観資源選出事業「好きです。さっぽろ（個人的に。）」ということで取り組みを進めております。

こちらの取り組みは、平成24年から進めていまして、1年目は、主に身近な景観に気づく機会ということで、市民の皆さんに好きな場所を募集いたしました。集まったものをフェイスブック等のSNSツールやホームページ等を通じて発信してまいりました。

2年目に関しましては、景観に触れ、共有する機会を創出していこうということで、市民の皆さんにどんどん取り組みに参加してもらえるような機会ということで、さまざまなイベントを行ってまいりました。これは昨年度です。

今年度は、3年目ということで、景観について考えてもらう機会として、実際に何か行動に移っていくような機会ということで考えていまして、現在、企画を考えているところでございます。

また、画面の下側の真ん中ですけれども、これらの取り組みについては、市民目線の取り組みということで、内容、コンテンツをつくり出して、それを実施検証し、成果を発信して、それを地域連鎖につなげていくという考え方で進めてまいりました。それぞれの取り組み、成果を市民に投げかけることで意識を醸成していこうということでございます。

その取り組み自体、どのようにやるのかということでございますが、札幌市だけでやるのではなくて、市民にも入っていただいて取り組みを進めていこうということでございまして、特に、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」については、運営委員会をつくりまして、取り組みの仕掛け人ということで、市民の皆さんの中でも、特に意欲、技術、経験を有する方に声をおかけしまして、取り組みの仕掛け人ということで運営委員会の中に入っていただいて、この方々と我々と協議、検討しながら企画を考えているところでございます。

昨年度、平成25年度については、このような一覧にあるような取り組みをしておりまして、先ほどの身近な景観に気づく機会、景観に触れ共有する機会、景観について考える

機会、それぞれについてもアプローチをしつつ、特に、真ん中の景観に触れて参加する機会の部分をより重点的に昨年度は取り組みを進めてまいりました。

一つ目は、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」ということで、市民の皆さんに好きな場所の情報を募集してまいりました。これについては、先ほども申しましたけれども、フェイスブック等で発信を行いまして、1,000以上の「いいね!」をもらって、情報が共有されていくような仕組みをつくっております。

また、市民参加ワークショップということで、ここは路面電車を貸し切りまして、その中でワークショップを行いました。活発な議論の場として機能するよということ、ここでいろいろなアイデアをもらいまして、その後の景観イベントの中で使わせていただいたということです。そのイベントの一つとして、まちあるきイベントということで、まちめぐりログインと書いておりますけれども、まちの中のいろいろな場所をあらかじめ写真を撮ってチェックポイントとしまして、制限時間内にできるだけたくさん回ってこよというようなゲーム形式になっています。景観の視点からまちと触れ合う機会として機能してございまして、今後もこういう取り組みを実施していきたいと考えております。

また、集まってきた景観の情報をもとに、「景カード」という手にとって遊べる景観ツールをつくりまして、これを展開しているところでございます。

これは、地下歩行空間でやりましたけれども、トークイベントとして、景観大喜利ということで、景観を遊ぶ視点で見ようということで、ちょっと笑いを交えたようなことでやっております。こういう取り組みだと、通りがかりの人も見て、写真ではすごい人ばかりになっておりますが、このような取り組みを進めてまいりました。

また、その中の一つでもありますけれども、さっぽろ景観総選挙ということで、市民の皆さんから集まった情報をもとに人気投票を行いまして、上位48景観を「景カード」にしております。この発表の場も地下歩行空間でやったのですが、こちらについては、上位の5位の場所については、擬人化というか、人を当てはめて、人に対して景観ですよと名前をつけて、おめでとうございますということイベント形式で行いました。

それから、さまざまなテーマで活躍されている方をゲストにお呼びして、トークフォーラムを行いました。

また、このような取り組みについては、各種報道機関でも取り上げていただきまして、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等でも取り上げられて、カードも読者プレゼントに使ってもらったりという広がりがございました。

今年度以降に向けての取り組みということで、もともと景観資源選出事業と銘打っていたのですが、ここまできると創造事業ではないかと考えてございまして、ヒト・コト・モノづくりということを少し意識しながら、市民目線のヒト・コト・モノづくりというようなことを真ん中に置いて取り組みを進めていきたいと考えております。

ということで、今年度は、まだ検討中のところもあるのですが、引き続きいろいろなことをやっていこうと考えております。まずは、この7月の早い段階で、さっぽろ景観ドリ

ームプラン大募集ということで、景観に勝手に名前をつけてみよう部門、わたしが札幌市長になったら・・・部門、景観DIY部門、手づくりの景観のアイデア募集ということで市民の皆さんに募集をしていきたいと考えております。これは、都市景観基本計画の見直しとも少しリンクしてくるところかと思っておりますが、市民の皆さんに都市景観基本計画でどうだという話をしてもなかなか難しいところがあるので、この普及啓発の中でも少しアプローチしていったらどうかと考えております。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の山田です。

引き続き、私から、景観まちづくりの取り組みについて説明いたします。

これまでの景観まちづくりの取り組みについてご説明いたします。

これまで、札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域の見直しの際に、地域の協議会との共同により見直しを行ったことなどのほか、地域の機運の高まりに応じて支援を行ってきました。また、景観まちづくりについて、地域の景観をよくする活動や、景観に関して意識啓発など勉強するような活動等について5万円もしくは30万円を上限に助成を行ってきております。

次に、現在行っている取り組みをご紹介しますけれども、地域街並みづくり推進事業というものを行っております。この事業につきましては、路面電車沿線において、地域住民等と意見交換をしながら、景観のガイドラインを作成するというものです。こちらにつきましては、これから取り組む事業としまして、1年ぐらい前に、こちらの審議会のほうへご報告させていただいております。

スクリーンに書いております事業の背景についてですけれども、新型低床車両の導入や路線のループ化など、路面電車を取り巻く状況が変化しております。また、まちづくり戦略ビジョンにおいて位置づけをしたということもありまして、これらによって実施することにしております。

続きまして、事業の概要です。

繰り返しになりますが、ループ化等の効果を一層高めるため、地域住民等と協力しながら、景観のガイドラインを作成し、取り組みを展開するというものになっております。平成25年度につきましては、モデルとなる地区を西15丁目の電停とロープウェイ入り口の電停2カ所を選定しまして、そのモデル地区周辺の詳細調査を行うとともに、それぞれ地域住民等と意見交換を実施しました。

ここで、景観のガイドラインの内容につきましては、地域住民等と意見交換をしながらつくり上げていく予定でございますけれども、例えば、建築物、広告物、緑化等のデザインに関するルールです。また、まち歩きとか、美化・緑化、店舗連携等のソフト面に関するルールなどを想定しているところです。

モデル地区として選定しました選定理由についてご説明します。

まず一つ目は、都市計画道路の交差点という主要な交差点に位置することにより、効果が目に触れやすいことや、まち並みのメリハリをつけるという観点でございます。

二つ目は、周辺に医療施設が集積しているということであったり、緑がたくさんあるということであったり、特徴的かつ活用可能な資源がたくさんあるということで、ソフト的な取り組みが展開しやすい場所であるという観点でございます。

また、こちらに記載はしておりませんが、札幌市の事業で西15丁目電停のところに二条小学校がございますが、その小学校の改築とか道路の街路事業の予定があるなど事業が集積しておりますので、ハード的なルールが具現化しやすい場所であると考えてこちらの場所を選定しました。

続きまして、ロープウエー入り口地区も同様ですけれども、主要な交差点に位置すること、ロープウエーとか景観資産など、周辺の資源が豊富にあるということ、あとは街路事業の予定があることなどの観点から選定したところでございます。

続きまして、昨年度、意見交換を行ってございますので、その概要について報告いたします。

意見交換については、単位町内会とか、企業の方々と個別に実施した上で、地域の皆様に一度集まっていたいただき、それぞれのモデル地区においてワークショップなどを行いました。

西15丁目の電停においては、色に関する配慮の話や、自転車などの交通に関する課題、医療施設の地域連携の現状等についてご意見をいただいたところでございます。

ロープウエー入り口につきましては、藻岩山の景観や緑を守りたいということや、電停とのデザイン、ロープウエーとの連携などについてご意見をいただいたところです。

平成26年度以降の予定としましては、今年度以降も意見交換等を地域の皆様と続けながらモデル地区における景観のガイドラインをつくっていきたいと考えております。また、次年度以降につきましては、次期地区への展開について検討していく予定です。

景観まちづくりの取り組みについては以上になります。

続きまして、景観重要建造物等についてご説明いたします。

まず、景観重要建造物は、景観法に規定されているもので、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物が景観上の特徴を有し、良好な景観形成に重要なものについて指定しているものです。

次に、札幌景観資産は、札幌市都市景観条例に規定されているもので、景観形成上、価値があると認められ、良好な都市景観を特徴づけている建築物等や、将来のまちづくりに生かせる可能性のある建築物等について指定をしているものでございます。

次のスクリーンのとおり、これまで景観重要建造物は2件、札幌景観資産は27件の指定をしてきております。

なお、前回の審議会でご質問いただきました国登録有形文化財については、オレンジ色の「文」というマークを名称の右側に記載しております。全7件でございます。また、公共が所有しているものにつきましては、緑色の「公」というマークを名称の右側に記載しておりまして、全4件となっております。なお、指定文化財と重複しているものはございま

せん。

次ですが、市内の分布状況はスクリーンの星のマークのとおりでございます。中央区が多い感じです。これらの景観重要建造物等につきまして、外観の保存、修景に関する工事などにつきまして、対象工事費の2分の1以内かつ500万円以内の額を助成しております。

最後になりますが、平成23年に、「れきけん×ぼろたび」という札幌市内の文化財や景観重要建造物等を巡るためのガイド的な冊子を作成いたしました。その冊子は、左上にSAPPRO（サッポロスマイル）というマークがございますけれども、シティプロモートの先導的取り組みとしまして、本市の観光関係や文化財関係の部署と連携しながら作成したものです。こちらにつきまして、このたび、スマートフォン用のアプリを制作いたしました。これは、景観まちづくり助成金を活用しまして、株式会社流研というIT企業が制作したのになります。スマートフォンやタブレットを利用してこのアプリをごらんいただけますので、もしご利用できる環境にいらっしゃる方は、本市のホームページ等からもアクセスできますので、ごらんいただければ幸いです。

私からは以上です。

○濱田会長 ありがとうございます。

非常に多岐にわたる施策のご説明がありました。継続の委員はこれまでにちょっと耳にしたことがあるかと思いますが、特に新任の委員から、ご質問、ご意見、感想がありましたらお願いいたします。

○坂井副会長 最初の取り組みのご報告ということで、届出の状況ですが、工作物で橋梁のところでは色についてご説明がありました。参考にお伺いしたいのですが、市役所内の橋梁を管理しているところと景観部署がどんなふうに協議されて、このように塗りかえられたのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） こちらは、基本的には長さが50メートルを超える橋梁になりますので、景観法に基づく通知という行為が必要になってまいります。通知だけですと、着工前に出せばいいということになるのですけれども、その前に事前協議ということをやっていますので、関係部署に早目に事前協議をしていただいているということになります。

○坂井副会長 わかりました。これは届出の報告ですので、当然、そうですね。ただ、以前の議論の中で、公共建築物や公共物に限っては、特に役所の中で景観についての議論があったらいいねという話になったと思いますので、それと並行して進めていただければと思います。

○濱田会長 昨年の議論の中で、共通する冊子がありましたね。

○事務局（都市景観係長） 景観デザインガイドラインです。

○濱田会長 あれに沿ってということがありながら、届出対象であればこういう形ですということですね。

○廣川委員 これは、届出をあったから出したのですか。そのレベルですか。これは、届出の傾向の話なのでしょう。

○事務局（都市景観係長） そうです。

○廣川委員 それにしても、僕から見ると、ただペンキを塗ったというだけですから、事例としては余りよくないのではないかと思います。きつい言い方ですが、もうちょっとすかつとしたものを出してほしいです。ペンキを塗るだけだったら小学生でもできるでしょう。

○事務局（都市景観係長） 地味な事例しかないのです。

○廣川委員 逆に言うと、それだけ少ないということですか。そんなことはないでしょう。素材がないということではないでしょう。

○事務局（都市計画部長） 今、新しい橋をつくるという事業は少なくなってきていて、どちらかという、耐震補強などの中で補修をするという事業が多うございます。その中で、この届出対象のものが出てきているのが実態です。

○廣川委員 これは、どちらかという、役所と役所のレベルの話です。民間からは全く違う感性で見ているから、ちょっときれいになったなというぐらいで、それ以上の質問はないです。ただそれだけです。

○事務局（都市計画部長） 今後、例えば瑞穂大橋のようなアーチ型の橋やミュンヘン大橋のようなつり橋でペンキの塗り替えが出てきたときに、そういう議論になる可能性はあります。

○廣川委員 地下歩行空間の北1条駐車場のところに、写真の展示がずっとあるでしょう。差しかえているものね。あれは開発局でしょうか。あの資料は、13丁目の資料館にある写真などを全部使っているのでしょうか。それこそ、開発局の仕事だから、道路から、橋梁から、それに写っている風景写真とか、商店とか、バックに大分写っていますね。あそこは朝しか通らないからゆっくり見る時間がないのだけれども、ああいうものは非常に興味があります。随分昔のものがありますからね。これとは違いますね。先ほどのまち歩きのウォーキングマップがありましたが、あれに近いようなイメージですね。テリトリーが札幌市と違うと思うけれども、行政が一体となって、国道の関係とか市道の関係とかね。

○濱田会長 ありがとうございます。

今の廣川委員のお話を私なりに受けとめると、そういう具体的なものが一般市民にどのように伝わっているかというあたりで、いろいろな手法があり得るのではないかとということと、こうだったものがこうだったというさまざまな評価がそれぞれあってもいいのではないかとということでした。

昨年も報告があったときに、単にデータだけではなくて、どういう状況かということまで踏み込んで説明してくださいというリクエストが委員からありまして、ことし、こんな格好になったと思います。少しずつそういう方向には向かっているのではないかと思います。

それ以外に何かございませんか。

○片山委員 私は、景観を専門にしているわけではないので、すごく勉強させていただきながらという感じですが、私、大規模小売店の立地にかかわる影響評価の審査をしております。そのときに、1万平米以下だし、一定の高さ以下なのだけれども、ある壁面の長さをもって存在してしまった場合、まち並みに対してすごく影響力があります。いつもの場所に建っても同じ計画で建ててしまうような小売店舗ですと、壁面の色も、どこに建っても赤、青、黄色みたいな感じで建ってしまうという、すごくインパクトの強さと、あとは住宅街の中に建ったときに、ある日、居間を開けると40メートルの単一色の壁面がもう数十メートル先にあるというようなことが毎回、通っちゃうのですよね。これはすごくいつもジレンマで考えてくださいということしか言えないのがすごくもどかしいのですけれども、今までそういう一定の長さとか、住宅からの距離感とか、そういうことで見直しをというようなご検討された経過はありますでしょうか。もし何かあったら教えていただきたいです。

○濱田会長 札幌市としてはいかがでしょうか。

○事務局（都市景観係長） これまでは、先ほど申しましたように、建築物であれば、高さ、面積という視点でやってきているのが現状です。ただ、今後は、いろいろな視点で考えていかなければならないという課題認識はしているのですが、具体的に今まではそのようにやってきたことはないと思います。

○濱田会長 多分、都市的なスケールでの、一定キロ以上という部分と、例えば私が小さなまちでやると景観行政団体に移行しますというときに、100平米以上、全部やるという意気込みでやっているところもありますし、それを仮に札幌市でやったら、事務量だけでも大変になるということもあって一、定の線引きがなされるのだと思います。

でも、景観という観点から見れば、その線引きが必ずしも適切ではない印象の場合も多々あるということで受けただければと思います。今後の景観計画、基本計画の見直しの中でどのように反映できるかという検討をしていくこともあろうかと思っています。

重要なご指摘をいただいたという格好でよろしゅうございますか。

小川委員も、お仕事柄、いろいろな場面で感じていらっしゃるであろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○小川委員 もうちょっと様子を見てから発言させていただければと思います。済みません。

○濱田会長 進行役の立場で言うのも何ですが、先ほど見せていただいた中で言ったときに、少しだけ、今後どうなるのかなと思ったのは、例えばマンションの色や形を含めて、地域よっての傾向は特段ないということです。これから、例えば、苗穂の駅前とか、いろんなことが起っていったときに、余り大差のないものがずっと広がっていくということで本当にいいかという話も、地域の方々と少し議論が巻き起こっていけばいいなと思っております。とは言いながら、地域らしさとは何ぞやということもあります。

多分、どちらかというところ、共同住宅、いわゆるマンションでしょうから、売るときに無難であるとか、別の市場原理が働いていて、地域性云々よりもということもあろうかとは思いますが。

一応の現状認識として、今後、こういうベースの中で審議会の議論をお願いしますという幕開けかと思いますが、どなたかございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○濱田会長 それでは、景観施策の概要についてのご質問、ご意見については一旦打ち切らせていただいて、議事(2)に行きたいと思っております。

続きまして、我々の審議会の大きなテーマでもあります、都市景観基本計画及び景観計画の見直しについて、ご説明をお願いします。

○事務局(都市景観係長) それでは、議事(2)都市景観基本計画及び景観計画の見直しについて、説明をさせていただきます。

資料についてはお手元に用意しておりますが、正面のスクリーンを見ながらご説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

画面の1枚目は、見直しの必要性についてということで、これまでの景観審議会の議論を踏まえまして、見直しの必要性について二つの方向から整理しております。一つは、まちづくり全体の視点からということで、上位計画であるまちづくり戦略ビジョンの策定を受けまして、新しい景観施策の展開が必要であるということで一つにまとめております。

もともと、札幌市の基本構想及び第4次長期総合計画がございまして、現在、それが再編され、まちづくり戦略ビジョンとなっております。その中では、目指すべき都市像ということで、北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち、また、互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまちということが掲げられておまして、その中で、都市空間創造戦略、今後10年間の施策の方向性というところに魅力ある市街地、札幌らしい景観まちづくりの推進ということで、景観に関する制度の見直しと地域特性に応じた景観まちづくりの促進ということが掲げられております。

また、それに連動、整合する形で、札幌市都市計画マスタープランやその下の各種関連計画との連動、整合の中で、都市景観基本計画及び景観計画、そして、条例を見直していく必要があるということでございます。

平成25年度の都市景観審議会での主な意見としては、上位計画との縦の整合性、関連計画との横の整合性がとれていることを示す必要がある、また、これまでの施策の効果検証だけではなく、目指すべき景観を示す景観ビジョンをつくるべき、また、まちの価値を下げないような危機意識が必要ではないかというご意見をいただいていたところです。

もう一点の見直しの必要性でございしますが、景観施策の経過や現状を検証し、今後の取り組み方向の検討が必要と書いております。こちらについては、より具体的な取り組みの中からいろいろな課題が見えてきているところがございますので、それらを受けて見直しをしていく必要があるだろうということでございます。

こちらに、時系列でこれまでの施策を並べてございますが、先ほどの届け出、普及啓発、景観まちづくり、重要建造物等という取り組みについては、過去、いろいろな取り組みをやってきた中で、特に平成16年の景観法施行に伴って策定された景観計画の中で、現在、位置づけをして、取り組みを進めているところでございます。また、先ほど、部長からの挨拶にもありましたが、平成9年につくられた札幌市都市景観基本計画と景観計画の二つの計画で、現在、取り組みを進めているところでございます。

平成25年度の都市景観審議会での主な意見として、札幌の景観のどういうところが魅力なのか、それがどうすればよりよくなるのかという検証をすべきではないか、また、これまでの届出において基準を逸脱するようなものはなかったようだが、今後、立てていくものについては、よりよいもの、市民に愛されるものを考えていく必要があるだろう。また、今の制度の検証とこれから新たに組みんでいくべきことについて、それぞれ議論が必要であろうというご意見をいただいていたところでございます。

特に、平成25年度の都市景観審議会での意見を踏まえた今後の見直しの議論のポイントということでまとめさせていただいております。

大きく二つのくりでまとめておりますが、取り組みの姿勢や考え方という視点と具体の取り組みという視点、取り組みの姿勢や考え方については、目指すべき都市像、世界が憧れるまち、まちづくり戦略ビジョンに書かれております都市像の実現に向けてどのような景観ビジョンを持つべきかというところで、札幌らしさとはどんな視点を持つべきか、札幌の景観のどこが魅力なのかというまとめをしております。

また、良好な都市空間形成のために、都市計画の仕組みとの連携をどう考えていくのかということで、都市計画的なまち並みのみならず、景観からのアプローチの有効性を検討していく必要があるということでまとめております。

また、地域単位での景観形成の方針や目標像についてどう考えていくのかということで、従来のゾーニングによる方針提示の有効性の検討、札幌市全体での景観形成上の地域の位置づけの検討ということでまとめております。

続きまして、具体の取り組みについてです。

これは、ちょっと数が多くなっていますが、有効な届出協議を検証し、より有効な事前協議制度の検討をしていくということでまとめております。また、景観誘導のためにどのような仕組みが必要かというところで、より魅力的な景観形成につながるインセンティブや目標の必要性があるのではないかとということでまとめております。また、市有公共施設の先導性をどのように構築するのかということで、庁内の各部局との連携や調整の仕組みの検討、また、デザイン評価の仕組みの検討ということでまとめております。

続いて、地域特性に応じた景観まちづくりのためにどのような取り組みができるかということで、現在、景観計画重点区域の指定をしながら取り組みを進めているところですけれども、その新規指定に向けた検討、また、地域特性に対する共通認識の構築方法の検討ということでまとめております。

続いて、景観重要建造物等の今後の展開についてということで、景観まちづくりとの連携を考慮した指定制度、活用方策等の検討ということでまとめてございます。

また、市民意識の向上に向けた取り組みについてということで、地域や市民が主体となる取り組み体制への展開ということでまとめております。

それから、現状の都市景観基本計画及び景観計画の体系ということで、それぞれどのような構成になっているかをお示ししている資料です。

まず、位置づけについてですが、都市景観基本計画については、景観形成の基本的な指針ということで位置づけされております。一方で、景観計画については、その実行計画ということで、より具体的な実行計画と位置づけられております。

また、目標年次については、特に規定をしておらず、景観というのは一定の区切りをつけて目標を設定していくものではないということかなと考えております。

それから、計画の区域についてですが、景観基本計画の中では、特段、区域ということで指定はしていませんが、明らかに札幌市全域を想定しているということでございます。また、景観計画については、札幌市全域が区域ということでございます。

その内容についてですが、基本計画のところには、景観特性、景観形成と基本理念、景観形成の目標、景観形成の基本指針、景観構造という概念と景観ゾーンのそれぞれの景観形成の方針というのが主な中身となっております。

景観計画については、届出制度、景観重要建造物というものが主な位置づけとなっております。届出の中では、景観計画区域、重点区域の区域の指定、景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項という中身となっております。景観重要建造物等については、それぞれの指定方針ということで掲げられているところでございます。

それらを踏まえまして、今後の見直しに向けて、論点の整理ということで事務局の案をまとめさせていただいております。

1枚目が景観基本計画について、2枚目が景観計画についてということでまとめております。景観基本計画については、持たせるべき役割をまず考えまして、これは仮説として行っているわけですが、一つに、上位計画、関連計画との整合、目指すべき景観の定義、価値持続の担保という役割を持たせていくという仮説立てを行った中で、現状の計画の内容としては、札幌が持つ地形や自然環境等の美しさや個性などの観点から、それらを生かした景観形成を方針づけた計画となっているところです。こちらについては、再編後の計画内容として、吹き出しのようになっておりますが、この方向性も仮説立てをしまして、現状計画から継続して指針となる部分はもちろん継承し、それプラス、新たな景観計画の方向性を位置づける戦略的な指針という見解をしていくことが考えられるというふうにしています。それは、具体的な景観計画の実行の中から上がってくるものであり、それらを担保するものであると考えております。

それらを踏まえて、今後の議論に向けてということで2点整理しておりますが、まずは現状の都市景観基本計画を再検証し、もう一点は、具体的な取り組みを担保する戦略的指

針としての整理ということで、二つの論点を整理させていただいております。

続きまして、景観計画についてですが、こちらも持たせるべき役割ということで仮説立てを行っております。一つは、魅力向上のための実行計画にしていくということです。また、都市景観基本計画との整合をしっかりと図っていくということでございます。

現状の計画の内容としましては、都市の拡大成長期において受動的、保全的に景観を制御するためにつくられている計画ということが言えると思いますが、特に大規模の届出が対象になっていることにも起因しますけれども、計画の再編として、見直しの方向性の仮説立てとしては、現状計画における有効な部分の継承はもちろんするけれども、能動的、創造的な施策へと転換していく必要があるだろうと考えております。

それらを受けて、今後の議論に向けてということで、主要な四つの取り組みの観点から、届出、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等というそれぞれのテーマでまとめてございますが、それぞれ施策の現状として、①の届出については、基準からの逸脱がないかの協議、確認という制度でございます。これについては、見直しの論点ということで、より効果的な誘導方法を考えていくということです。先ほどもご意見がございましたが、規模等ではなく、市民の視点、利用の視点、あるいは対象用途に対してより有効な誘導策を考えていく必要があるのではないかとと思いますが、そういう部分で論点をまとめております。

②の普及啓発については、現在は行政からの働きかけで市民協働ということでやっておりますが、より市民の主体的、自立的な取り組みへという論点でまとめております。

③の景観まちづくりについてですが、こちらも景観を切り口とした景観まちづくりの取り組みに現在着手しているということで、その中で成果の位置づけをしていきながら、より自立的、持続的な取り組みにしていくために何ができるかを考えていくということで、一つの論点として整理しております。

④の景観重要建造物等については、現在は歴史的価値のみを評価した指定制度であり、また、指定したものに対して外観の維持のために金銭的な助成をしているところですが、そればかりではなく、今後については、評価の視点の見直しと、指定した後のより効果的な保全策ということが主な論点になってくるのではないかとということでまとめております。

次に、今後のスケジュールです。

全体のスケジュールから説明しますと、今年度、来年度で景観基本計画、景観計画については見直しをしていきたいと考えております。画面の下のほうになりますけれども、都市計画マスタープラン、都心まちづくり計画、都市再開発方針と、それぞれの計画についても、まちづくり戦略ビジョン等との対応ということもありまして、見直しを進めていくことになっております。これらの計画とも整合、連動しながら、都市景観基本計画、景観計画についても見直しをしていくということがございます。

具体的中身についてですけれども、平成26年度、今年度について、今回、7月の第1回では、見直しの論点ということで皆様からさらなるご意見をいただいた上で、10月ご

ろの第2回については、具体の取り組みの検討ということで、論点を整理した中で、具体の検討、審議をしていただきたいと考えております。また、3回目の中でも引き続き具体の検討をしていながら、第4回では、それらを取りまとめて計画の方向性ということで構成を考えていきたいと思っております。そして、平成27年度の早い段階で素案を確定していくという流れで考えております。

また、各審議と並行して、市民意見、市民議論の場を設けながら、その意見も踏まえつつ検討を進めていきたいと考えております。

また、平成27年度については、景観法の規定にも基づくのですが、都市計画審議会の中で意見を伺うこともあります。基本的な検討の中身については平成26年度がメインになりまして、27年度は策定に向けた手続という位置づけで考えております。

以上、先ほどの論点について、また、今年度の議論の進め方についても幅広くご意見をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○濱田会長 ありがとうございます。

冒頭にいただいた委嘱状の任期の間に我々がやるべきことの確認でございます。いかがでしょうか。

廣川委員、どうぞ。

○廣川委員 今、環境景観まちづくり、まちづくり景観、どちらでもいいのですけれども来年までにやりたいことがあります。それは、市電のループ化が完成して、まちが変わって、環境も変わってくるし、まちの中の生活も変わってきます。また、先ほどの15丁目とロープウエーの入り口ですね。パイとしては中央区ですから小さいのですけれども、電車が通ることによって変身するわけです。今、大通の中に置かれているものも再編して、新しい方向に持っていきたいと思っていますのです。歩道、車道、商店を含めてですね。

例えば、この間もあったように、十何本の樹木を取り払って、そこに停留所ができますから空いているのですけれども、将来、そこに停留場が入ってきます。簡単に考えると、大通公園からすすきのまでの間に樹木とか花を植えて飾っていくのがいいのかどうかということを含めて検討しようと思っていますのです。

幸いなことに、オープニングがおくれていますので、間に合うのかなと考えています。私たちも、オープニングも含めて、何とか一緒に、中心部だけではなくて、郊外のロープウエーとか行啓通など商店街があるので、どこまでやれるのかわかりませんが、一体として、中心部の大通地区をどうしていこうかと考えておりました。ただ、どういうプランをつくっていったらわからなかったのですが、今、たまたまこれを見たら、方法は違いますが、同じようなことをやるのだなと感じました。ですから、そういうことを含めて教えていただきたいと思っておりますが、一番大変なのは継続的に予算をつくっていくことだと思います。ボランティアの展開も含めて、何かの事業と一体にできるものがあれば、大通まちづくり会社とか四番街の商店街とか、長くはできないかもしれませんが、二、三

年の予算をある程度考えています。

それから、環境省とか、札幌市のみどりのセクションですね。ああいうところは木とか花とかガーデンニングも含めていろいろやっているんで、そういうところにも情報を聞いたり、国の助成も含めて検討していきたいと思っております。

これは個人的な意見ですけども、小さいエリアですから、そういうことも考えていますので、そういうことについても皆さんのいろいろな意見を承ればありがたいと思っています。よろしくお願いします。

○濱田会長 今、廣川委員からありましたが、札幌商工会議所の都市まちづくり委員会で具体的な動きを検討されているということなので、うまく連動して、調整していきながらやればと思っております。ひとつよろしくお願いします。

昨年までこの中で議論したことを反映して検討の方向ということで位置づけていらっしゃると思いますので、我々としてはありがたいなと思う反面、責任もあるなと思っているところです。

○小川委員 今のような地域の方向性を考えるときに、ここの中では都市計画マスタープランとか都心まちづくり計画とか都市再開発方針とか、はっきり分かれた考え方でつくろうというふうに見えます。そういう地域に関する計画を考えるときは、これは都市再開発だよねというふうに枠をつけて考えるのでしょうか。そうではなくて、総合的に考えていてもいいのでしょうか。その辺がよくわからないのです。

○濱田会長 見直しの必要性の1枚目に、さまざまな上位計画、関連計画の関係の図がございましたが、整合性ということがよく言われます。ここでは、連動という言葉がきちんと入って入って、矛盾した内容になっているのではなくて、やる目標に関して連動していくということなので、個別ではないという解釈でいいかと思えます。

○鈴木委員 今の話に連動すると思うのですが、まちづくり戦略ビジョンという上位概念があって、それを実現するための景観ビジョンを示すと。これまでは、先ほどお話が出ましたが、高度成長の中で、どちらかという受動的、保全的な施策をきちんとつくろうと、これが今後は能動的、創造的に世界から憧れられる札幌にするための景観ビジョンをつくらうという理解でいいと思うのですが、上位概念では、例えば北海道の未来を創造し、世界の憧れるまちとありますが、それはどんなまちなのか。

世界というのはどこが定義なのか、未来を創造するのか、ビジネス面なのか、地域の暮らしなのか、外国人の観光客で外貨を稼ぐための地域づくりなのか、その辺が定義されない限り、今までの受動的、保全的な施策からジャンプすることは難しいのではないかと思います。

○濱田会長 そういう意味で、戦略ビジョンの抜粋がついていると思います。ただ、これだけを見てもわかりにくいと思います。

○鈴木委員 札幌は、外国人のお客さんも連泊をしないまちなのです。1泊で出て行ってしまっ、1泊してくれるだけまだありがたいぐらいのアンケートになってしまうのです。

見るものがないとか、こっちは札幌が好きで住んでいるからふざけるなという話ですが、それは、滞在交流のプログラムなどの見せ方もそうですし、景観もとても大事だと思っています。ただ、そのときに、本当に外貨を稼ぐために観光をやるのだ、外国人の観光客を受け入れるのだという話になってくるのであれば、それがミッションとして出てくるでしょうし、その辺の設定がないと、何を討議していけばいいのかよくわからないと感じました。

○事務局（都市景観係長） 現時点では、具体的なものや、景観サイドからの考えもまだまとまり切っていません。今後、皆さん方のご議論を踏まえて、また市民意見も踏まえながら、いろいろな調査をして、その辺を見きわめていく作業がこれから必要になるのではないかと考えております。単純にまちづくり戦略ビジョンの中で、景観ではこういうターゲットにこういうことをしなさいということが示されているわけではないので、逆にこちらからそれを探っていくという作業をしなければそこは見えてこないのが現状です。

○鈴木委員 一般的な憲法となるまちづくり戦略ビジョンがこれなのですね。

○濱田会長 その概要がこれです。

今後の議論の中で、少しテーマを絞って議論していくような場面が出てくるということによろしいでしょうか。

○事務局（都市景観係長） そうですね。

考え方だと思うのですが、まず、まちづくり戦略ビジョンの中で、暮らし、コミュニティ、産業・活力、低炭素社会、エネルギー転換というそれぞれの戦略があって、いろいろなテーマでまちづくりをやっていこうということで進めておりますが、景観という視点で言えば全てにかかってくるとも言える部分があります。ただ、それで漠然とやるわけにはいかないという中で、まちづくり戦略ビジョンの中で掲げている戦略と連動しながら景観のほうにおいていくということになるのだと思います。

ただ、現時点で、まちづくり戦略ビジョンのそれぞれの落とし込みの中で、景観ではという位置づけは特にしていなくて、それらの戦略を支える都市空間をつくっていく中で、現在の景観の位置づけがあると。ですから、例えば観光という視点では景観のほうでどのようなことをやっていくのかということは上からはおきてきておりませんが、観光ではこういうことをやっていこう、何々ではこうやっていこうということはビジョンの中に明確に書いていますので、それを景観的にどう受けとめていくかということになるのかと考えております。

○西山委員 別な質問をいいですか。

3枚目のレジュメの見直しに関する今後の議論のポイントで、左下に従来のゾーニングによる方針提示とありますが、従来のゾーニングというのは重点地区のことを指しているのですか。

○事務局（都市景観係長） 左側の枠は基本計画に関する視点です。

○西山委員 これは、どこを見ればいいのかですか。景観ゾーンですか。

○事務局（都市景観係長） 景観ゾーンです。

景観計画の中に、良好な景観 計画の形成に関する方針というのがありますので、それらも含めてです。

○西山委員 例えば、このゾーニングは、今回、数年で見直せるのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） それは難しいと思います。

○西山委員 これは、10年、20年を規定しているということですか。

○事務局（都市景観係長） 基本計画については、先ほど言ったように、既存計画のよい部分は継承していくという観点と、自然特性、地形、都市形成、そういう景観基本計画で位置づけているゾーニングは普遍のものと考え得るので、それは変えていかななくてもいいのではないかと思います。

○西山委員 ただ、与えられた与条件は普遍かもしれないけれども、ゾーニングというのは計画用語で、これからどうするかということがゾーニングです。それが普遍だったら何もできないし、大体、決めたものが普遍というほどすばらしいのかどうかということを基本的に問い直すことがないのだったら、議論しても仕方がないことになります。

要するに、与えられた与条件としての景観的な骨格や都市の構造、景観の構造についてはおっしゃるとおりだけれども、ゾーニングについては、常に変える意思というか、批判的に検討しないとだめだと思うのです。

もう一つ、同じところに、地域単位での景観形成とか、右側の下から3番目にある地域特性に対する共通認識の構築とか、地域特性、地域単位という言葉が出てきています。私は、これ抜きには考えられないというか、従来のような同心円状都市構造の延長線で景観を考えるような景観づくりでは世界の人があこがれてくれるまちにはならないと思います。

先ほど鈴木委員もおっしゃいましたが、世界が憧れるまちってどんなものかということとはちゃんと考えるべきだと思うのです。パリとか、サンフランシスコとか、世界が本当に憧れるまちというのは、もちろん景観だけがいいわけではないですが、明らかに中心地もあるけれども、公共交通は別にしても、とにかくまちのいろいろなところにきちんとした個性のある地域がちゃんとあって、ディストリクトがちゃんとあって、そこには、芸術、食、人の暮らし、緑などといったいろいろなコンテンツがしっかり詰まっていて、そういうものが全体として一つの都市のイメージを形成しているようなところをもって、我々は、またパリに行きたいとかサンフランシスコに行きたいと思うのです。

そういう意味で考えときに、都市というのは、ある部分は大きな都市計画でつくられていると私たちは思いたいけれども、実際には、もう少し地域的なものがないと、景観も実際、どう、さっき言ったように、地区的、地域的特性がなくて、市内では建物の色に何色とに何色が好まれているというのはかなり悲惨な状況だと思うのです。そういう意味では、地域単位の景観形成を本当にやらなければ世界が憧れるまちにはならないと思います。

私も勉強不足なのですがけれども、札幌の都市計画を見ていると、モデルのように同心円状のゾーニングになっていますね。用途地域の設定がね。これを破壊していかなければい

けないと思っています。破壊するというのは、別に都市計画を大きく変えなくてもいいかもしれないけれども、例えばさっきおっしゃったように、住宅地から数十メートルのところに巨大な建物が突然あらわれるというのは、都市計画の完全な失敗です。どういうところに住んでおられるかであって、高層マンションからだったら仕方がないけれども、静かな低層住宅地の中からそういうことが平気で起きるのだったら、それは都市計画がおかしいのです。ですから、札幌の都市計画が美しい景観をつくることを妨げているとか、そういうことを視野に入れずにできているということ物理的に露呈しているだけの話です。

そのときに、先ほど片山委員がおっしゃったようなことを防ぐというか、何とかしたい、少なくともそういうことが突然起きないようにしたいというのであれば、景観重点地区をギャップのある用途地帯の間にバッファーとしてかけていくような地区計画的なことを入れるとか、そういう非常にテクニカルな戦略というか、それを求めるのであればできるかもしれない。でも、本質的には、そういうものをつくりだす地域像みたいなものを地域の人たちが我がまちと思っている我々という人たちが一生懸命考えなければ、そこには永久にコンテンツが埋まらないです。

だから、札幌市は観光が非常に重要な要素なのであれば、将来をイメージする必要があるのです。外国人のお客さんでなくてもいいですけども、札幌市のああいう場所に、あそこに行けばこういうまちが広がっていて、そこにはこんなコンテンツが詰まっていると言えるようなね。それをやるためには、整合性をつけるということもあるけれども、やはり、次の都市マスをかき直すときにしっかりそれを景観計画サイドからしっかりとマスタープランに物申すということも必要だし、戦略ビジョンのブレイクダウンしたものを都市計画マスタープランにしっかり書き込ませるとか、いろいろあると思うのです。それが、各種計画に実現していくということになっていきます。

今、私が言っていることは二つあって、一つは、非常にテクニカルにも対応し得るので、そういういろんなテクニックで札幌市が持っている都市計画の景観上の矛盾に立ち向かっていくかということ技術的にやってみようということもできなくはないです。でも、それはあくまでも小手先の手段です。もうちょっと言うのだったら、本当にこのビジョンを実現する景観計画をやるのであれば、この地域をどう個性化していくかという戦略を立てて、そのための景観のあり方を考えていくということですね。それを都市計画マスタープランとか上位計画に組み込ませていくような、だから3年では無理だと思いますけれども、それを次の計画改定の5年、10年に向けてやるということ、やれば本当にいいまちができると思います。僕は、札幌に来て間もないですけども、すばらしいポテンシャルを持っていて、本当に北海道の未来を創造するまちになってほしいと心から思っているのです。これは皮肉でも何でもありません。せつかく景観審議会でやられるのであればね。

それから、今、商工会議所の廣川委員もおっしゃっていたけれども、民間側にこれだけのエネルギーがあるのです。普通、自分の個々の事業所のことしか考えていなくて、あとは全部、公共が公共空間をつくって、あとはおつき合いしてもらわなきゃいけないという

ようなことが多い中で、札幌はすごく今、中心市街地のいろんな民間の方が問題意識を強く持たれて、アクティブに動こうとされているわけですから、そういう意味では、地域のゾーンみたいなのを、本当にモデルから始めていいと思いますから、それをちゃんとやっていくことが必要です。ですから、この地域のページのことを特に重視して、私も取り組んでいきたいと感じました。

○濱田会長 ありがとうございます。

私も大賛成です。

前回の議論の中で、景観資産があり、その周りの土地利用をコントロールしないと、せっかくのものの周りに高層マンションが建って、いられなくなり、結果的に資産を失う、価値を下げるといことになるという議論をさせていただきました。多分、景観の施策と土地利用が連動していくところに切り込んでいかないと、今のペーパーに書いてある有効性を担保できないと思います。そこも含めて、覚悟して議論していくべきと私も実感しております。

多分、トータルに全体をボトムアップというのは難しいところもあるかと思いますが、具体的な動きとして、廣川委員からお話のありました都心部のループ化と関連してこれが動く。では、そのときに有効なやり方に仮説を立ててチャレンジしてみようと、それを検証して行って、やっぱりああいう方向だよねと。あるいは、今、苗穂でも活発な議論がされていきますので、とてもよくなった、我が地域も頑張ろうということで、いろいろなところが巻き起こってくる、そんなことにつながればいいなと思っております。

ぜひ、これに書いてある内容のことをしっかりとやっていければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

整合性だけではなくて、連動というところをしっかりとお願いします。

○斉藤委員 私も、その辺が一番大事ではないかと思っておりますので、見直しの視点をしっかりと捉えて掘り下げていただきたいと思います。

先ほど景観まちづくりのモデル地域が2カ所、市電のループ化に沿ったポイントが選ばれておりますけれども、今言ったことで考えると、中央区だけではなくて、南区や東区や白石区などほかの区でも取り組んでいるところはたくさんあります。ですから、モデル地域として何カ所かを選んで、札幌の中心部だけではなくて、将来的にはそこが景観計画の重点地域になっていけるように、今回の景観計画の中では見て行ってほしいと思います。

また、これも今まで何回も言ってきたことですが、景観資産の中に、建築だけではないということで、建築が一つあったらその周りのエリアも捉えるのと同時に、道路や公園や自然の資源も景観資産として重要なものがたくさんあると思うのです。そういったことに目を向けるためにも、指定をするかどうかはともかくとして、ここに上げて議論をする、少し広い目で景観資産を捉えるということもぜひ考えていただきたいと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

先ほどの「好きです。さっぽろ（個人的に。）」のトップに石山緑地が入っております

し、斉藤委員が手がけられたものが二つも入っておりますので、よろしく申し上げます。

坂井副会長、土地利用と景観の連動のあたりは先生のテーマとも関連しているかと思えます。

○坂井副会長 先ほど都市マスのお話もありましたけれども、まず、私の質問は、この都市景観基本計画の位置づけはどのように考えているのかということです。

というのは、これは時系列で左から右という図ですね。景観法ができたので、新しい景観計画をつくるために、景観条例とともにつくられたという上から落ちてきた流れがあり、都市景観基本計画は、ある意味、昔のものをそのまま持ってきていたので、今回、見直すということですが、広く都市計画の中で札幌市はどのように位置づけようと思っているのでしょうか。

○事務局（都市景観係長） 5枚目の持たせるべき役割というところに、「現状計画において継続して指針となる部分の継承」と書いていますけれども、この現状の計画内容ということで、札幌が持つ地形や自然環境等の美しさや個性などの観点からそれらを生かした景観形成を方針づけた計画と書いております。これは、今、札幌にはこんな景観のよさがあるということを示しているもので、逆に言うと、それだけでしかないということです。それをそうするために、あるいは、それを生かしてどうするのだということは余り書いていないところです。その中で、位置づけとしては、まず、上位計画として、これまでは基本構想と第4次長期総合計画がありましたけれども、これがまちづくり戦略ビジョンになった中で、その実現のために、一旦ここの基本計画で受けとめて、そこでどうしていくのだという指針を設けて、それに基づいて景観計画に落とし込んで実行計画として展開していくということになっていると思います。

ただ、ほかの都市でも、こういうような計画は特に持たずに、総合計画から景観計画に落とし込んでやっているところもありますし、その形態はさまざまだと思いますので、札幌型を考えていかなければならないと思っています。

現状は、過去の経緯でそのまま位置づけがされているということですので、明確な位置づけの意味合いとしては、現在の札幌の景観のよさが書かれている冊子と実態としてはなっている状態だということでございます。

○坂井副会長 縦型の説明はできるのですが、横型のラインの説明ができないのです。

つまり、先ほどの都市マスで物を言うほどの景観ということであれば、この基本計画をもって都市マスに言えば都市マスが何か変わるぐらいの、1枚目の都市マスの周りにまちづくり計画とか再開発方針とかワン・オブ・ゼムで都市景観基本計画と三つ一緒に書いてありますけれども、その基本計画をもう少し強いもの、都市マスに対して物を言うぐらいに位置づけて、それを実行するために景観計画があるというぐらいの役割を最初にはっきりしておかないと、結局、札幌市のまちは全体でこうなっていますという感じの基本計画になってしまうのです。そうしていただくと、出口というか、目標というか、基本計画をもって何をやるのかという議論が必要にも思います。上から下だけではなく、横に対して

どうするのかという横軸がはっきりしないので、先ほどの都市マスのお話になったと思うのです。

○濱田会長 先ほどの小川委員のご意見とも連動するのですが、7分の7のところ、都市景観基本計画、景観計画が横にずっと流れているだけで、ほかとの行き来が触れられていません。そのあたりを今後の検討の中でどういう可能性があるのか、ないのか。

○西山委員 坂井副会長のお話で、私もそこをちゃんと考えなければいけないと思います。法制度上というか、都市マスに対応するのが基本計画でいいのです。要は、都市計画が景観計画なのです。これは法律との関係で言うとはっきりしているわけです。実は、マスタープランの左側の中に、札幌市都市計画というものがちゃんと書かれて、その下の各種計画は実行計画とか個別事業計画などでしょう。ですから、都市マスがあつて札幌市都市計画があるのと同じように、景観基本計画があつて景観計画があると。実際には、持っている予算とか使っている権限から比べると何十分の1かもしれないけれども、法的にはそれぐらい考えて景観法はつくられているわけです。

だから、ここの書き方は、今、坂井副会長がおっしゃったことをきちんと理解すると、基本計画がちゃんとマスタープランと対等なところにあつて、その二つの関係が本当に連動、整合でいいのかもしれないけれども、本当はもっと関係し合う関係ですね。都市の空間を扱う唯一の二つの計画なわけですからね。そういう意識改革をしなければいけないと思うのです。

僕は、最近、今から景観計画をつくりたいという地方の自治体に行ってよく言っているのは、景観計画で景観計画区域なんてつくったら住民同意とか大変ですよと言って担当者が嫌がったときに、皆さん、都市計画区域を設定した経験があるでしょう。やはり、都市計画区域を設定するということは、即、規制をかけるということではなくて、まず、ここで都市計画をやりますということを意思表示するための都市計画区域をつくるのであつて、それが、即、いろいろな用途地域制限などになるわけでも何でもないわけで、その中で用途地域を決めたり線引きしたり都市計画道路を決定したりするのです。でも、都市計画区域を設定するということは、ここで都市計画をやりますという最初の基礎的な手続きでしょう。だから、おたくがもし計画を大事にする自治体だと言うのだったら、景観計画区域を決めることにちゅうちょすることはないのではないのか。景観計画区域を設定する、要するに、景観計画と都市計画は全然違うもののように捉えて、都市計画はベースにあるもので、景観計画は後から上から乗っかってくるものみたいな感覚しか持っていないから、その辺がぴんときていないのですが、よくよく考えると、景観法という三文字の法律がちゃんとできて、景観計画とか景観計画区域がちゃんと規定されているわけですから、そういう意味では、都市計画法で都市計画区域を設定するように、景観法に基づいて景観計画区域を決めるということは、まさに将来の都市を決めるという意味においては同じ重さなのです。ただ、今、扱われ方が軽過ぎるというふうに、それぐらいの自治体の中の、あるいは首長を含めた自治体全体の意識改革をもし札幌が日本で最初にすることができたら、

本当に素晴らしいというか、それぐらい、今、坂井副会長がおっしゃったことは重要なポイントで、我々が見逃しがちなポイントだと思うのです。

ですから、この図も大いに描きかえていただきたいし、本当に世界が憧れる都市づくりのためのまず考えるべき基本的なこととして、大いにマスタープランにも乗り込んでいくと。要するに、景観基本計画に書いてあることを無視してマスタープランをつくれないうような緊張感を持って、逆にマスタープランで何を言われているかが景観基本計画にちゃんと読み込まれていて、まさに整合して、それが戦略ビジョンの都市空間における実現手法になっていると。そういうふうに、勝手にこっちサイドからそう思って、それをどんどん上に上げていけばいいのではないかと思います。

余り言って迷惑をかけたなら悪いのですけれども、それぐらいの意気込みがないと、3年間頑張る元気が出ないです。

○濱田会長 そう思います。

今、西山委員がそう言われたので、私も少し気が楽になりました。

実は、私が今期で退きたいと申し上げて、継続してと言われたときに、継続するとそういうところに踏み込む可能性があるけれどもいいですかと言いました。そうしたら、いいですとおっしゃったので、そういう意味で、今の議論のように、踏み込んだ結果、どうなるかということはあるのですが、先ほど端的に言いましたように、この地区はこういうものを大事にしましょうと言っているのに、片や路線の何とかで道路の中心線から何メートルの密度を上げるみたいなことが一律に行ってしまうと、その地域の個性みたいなことと矛盾するようなこともあります。場合によっては、西山委員がおっしゃったように、地域特性をきちんと考えたときに、土地利用はこういうふうにコントロールし、それを踏まえて景観ではこうなっていくと。そのことで地域の資産価値が上がるから経済活動も活発になって、札幌市の税収もふえるということまで連動していくような行き方で行くべきではないかと私は常々思っています。

ぜひ、実効性の担保と、目指すべきことをきちんと議論しながら、お互いに連携して、都市計画マスタープランにこう書いてあるから景観もこういうふうにやりやすい、景観側ではこう言ってくれているから土地利用と連動していけるという関係になっていけば素晴らしいと思います。その理想が実現できれば、札幌の一つの施策のモデル的なものという格好になろうかと期待しております。なかなか大変だと思いますが、議論していければと思っています。よろしくお願いします。

7分の5ページの右側の吹き出しのところに、プラスのところ、戦略的な指針への展開と書いておりますので、その具体の議論がどこかの場面で出てくるということかと理解しております。

奈良委員、いかがでしょうか。

○奈良委員 景観に関しては、いろいろな計画やマスタープランも含めて、すてきな言葉で、素晴らしい言葉で提案していったとしても、それが実現するまでにかなりのステップ

が必要で、時間もかかると思います。最終的には、個人個人の敷地、建物、もちろん市で扱っている公共の施設や公園もあるのですが、都市を形成する一つ一つのものがいい方向に行って、都市計画の一つ一つにどう浸透していくか、そして、どのような形でマスタープランの中に言葉として上手に組み込んでいけるのかということが、これからすごく難しく重要な部分ではないかと思っております。漠然としておりますけれども、そう思います。

○濱田会長 多分、7分の5ページと7分の6ページのところに吹き出しで書いてあるのは、多分、こういうことでしょうか。では、先ほどの西山委員のお話のように、このエリアのことにに関して議論するとすればどういうことかといったときに、いろいろ相反する条件も出てくるでしょうから、その中できちんと落とし込んでいくというあたりがどこまで担保できるかだと思います。

私が斉藤委員と一緒に羊蹄山麓の景観のことをやっているときに、観光でいろいろな事業をやっていくということと、景観指針なり計画に基づいたものとどう掘り合っていくかというときに、それをやることで窮屈なところもあるけれども、意外と資産価値が上がって観光の面ではプラスになるということが認識されると、民間事業者はそちらに行ってくるのです。ともすると、そういうものは経済活動と反するみたいに行行政側が先にブレーキをかけてしまうのですが、民間事業者は、そういうことが有効だというふうになると、意外と積極的に動いていただけます。例えば、羊蹄山麓でいけば、不動産事業者が看板の規制をやるべきだということを言ってくれたこともございます。そこは踏み込んだ議論をする価値があるのではないかと私自身も思っております。

○坂井副会長 先ほど基本計画の位置づけの話をしましたので、今度は景観計画について質問をさせていただきます。

7分の6ページのところに今後の議論ということが書いてありますが、もう一つ、きょういただいた今の景観計画という冊子の目次がございますね。目次を見ると、これは本来に景観法で新しくできるようになったことを忠実に札幌市に適用した結果の景観計画であるけれども、今回の見直しで、例えばここにある①、②、③、④みたいなことを新しく入れようというのは、今ある目次の構成をどのぐらい変更しようとしているのか、ちょっとよく読めないのです。何か考えていることがあれば教えてください。

○事務局（都市景観係長） 庁内での議論も煮詰まっていなくてあるのですが、恐らく、現在やっているものは緩めてはいけないだろうと思っておりますので、そこに位置づけているものは変えないと思います。プラスアルファで、この中で機能していない部分、形骸化しているものについては抜いていって、そのかわりに新しく付加していく部分を位置づけていくことになろうと思います。全部を完全に再構築するというよりは、今機能しているものを残しつつ、それらと組み合わせ、より有効な活用ができる計画にすること、そのために今回の論点の四つから導き出される施策を位置づけしていくということを考えております。

○坂井副会長 1年で議論を詰めていかなければならないので、先ほどの基本計画の根本的なあり方という大きなことと、もし本当に景観計画のほうも変えるのであれば、先ほどの議論の続きで言えば景観計画は景観法に基づいた法定計画ですから、その中で書けることは、ある意味、力があるので、そちらに持たせるべきことと、先ほどの基本計画で、今度は都市マスや都市計画のほうに向けた発信をするのかどうか分からないですけども、そうするのかどうか。その役割によって中に書くことも当然変わってくると思いますので、大きな役割みたいなことを次回までに何となく示していただいた中でということかと思えます。

○濱田会長 事務局として、そういうことでよろしいですか。

○事務局（都市景観係長） 7分の6ページに持たせるべき役割ということで漠然と書いておりますので、もう少し具体的な、あるいは実行可能なレベルで整理をしたいと思えます。

先ほども、都市マスなどの検討とどういうふうにリンクしていくのかというお話がありましたけれども、こういう景観の論点も踏まえながら庁内議論をしていきたいと思えます。それぞれのワーキンググループに景観の部隊も入ってやっておりますので、その辺はしっかり議論していきたいと思えます。

○西山委員 今のご意見を受けての単純なアイデアですけども、この景観計画自体は、委任条例に基づく計画なので、景観法にバックアップしてもらえる内容は限られているのだと思えます。これは全くの思いつきですが、地域でちゃんと考えるというのだったら、例えば、1章ふやして、そこに地区景観計画みたいな、都市計画の地区計画と連動して景観計画をやるといった悪知恵というか、既存の都市計画という力のあるものをうまく利用しながら景観のありがたさを組み込んでいくみたいなね。本当に今思いついたのですけれども、まさに地区計画、地区景観計画みたいなもので1章設けて——ちなみに、札幌市の都市計画の地区計画はあるのですか。

○事務局（地域計画課長） 100を超える地区があります。

○西山委員 整備計画までというか、実際にやっているのも100ぐらいあるのですか。

○事務局（地域計画課長） はい。

○西山委員 それは、住民発案でというか、地域住民主導と言ったらおかしいけれども…

○事務局（地域計画課長） 圧倒的に多いのは、拡大成長期に基盤整備のためにかけるというものです。最近になって、規制市街地内で発意型も幾つかありますけれども、協議しながらということですね。

○西山委員 できれば、その発意型を前提として、今回のモデル事業も、どちらかというところ、札幌市という大きなものを見たときの中心地の大事なスポットという感じですね。これは一方で大事な考えだと思うのです。都市の顔をつくるとか、都市に一つモデルをつくり出すと。しかし、一方で、周辺の地域の人たちで、今のところ何の変哲もないのだけ

ども、ちょっといい並木があったり、いいレストランがそういうところにあるという地域が、ちょっと名前がついているような地域が、もう少し自分たちでその地域の景観を、景観法の力もかりながら、みんなで同意して行って、変なものが建たないし、つくるのだったら合意形成をした方向につくっていかうみたいなことが札幌市ではできますというように1章入れれば、たちまち先ほどのことが具体施策に生きると思います。

これは、あくまでもアイデアで、現実的かどうかわかりませんが、単に景観計画に出すだけではなくて、しかも、それが地区計画と制度的にうまく連動して、実効性が非常に高い、しかも、発意型、住民発案型を誘導していくということを1章入れようということで、この審議会の次の回ぐらいで基本合意がもしできるのだったら、少したたき台を出していただくというのはおもしろいというか、きょうの議論の一つの結実としてはいいと思います。

○濱田会長 例えば、景観計画の目次の第7章の協働で進める景観づくりの中にそういうことがきちんと位置づけられて、その中で具体的に動いて行って、では、我々の地区もというふうに先ほど申し上げたようなことをまさにインセンティブとして誘導できると。多分、提案型のもので、すてきにならなくなっていったという例が多く多くの市民に伝わっていくということがあると、動きが出るのではないかと思うのです。

○事務局（地域計画課長） 今、地区計画の話だったのですけれども、発意型の地区計画でほんの数地区あるのですけれども、都心部の円山地区で高いマンションが、やはり抵抗感があるということで発意されたのです。ただ、最終的に地区計画で決められるのは高さ制限だけとか、どうしてもビビットな制限になってしまいます。かつ、都市計画法に基づく制度なので、私権の制限と直結するかなり重たいことになるのですが、その重たさと結実するその議論が高さでしかないというもったいなさというところは行政の我々も感じています。

そして、先ほどご紹介した電車の2地区は、景観を切り口にお話を始めると少しやわらかく受けとめながら、場合によっては強制力、場合によっては強制力ではない合意というルールなど、いろいろな結実のさせ方もあるかなという中で、初めてトライした地区なのです。今年度、議論のゴールを少し明確に描きたいと思っているのですけれども、そこを見ながら地域単位の取り組みということで、制度上の担保をするために、西山委員がおっしゃったような景観計画の中でのインデックスがいいのか、もっと条例まで戻ったほうが札幌市の施策展開として有効性があるのか、その辺は少し幅広に我々のほうも目線を持って、二つの計画を持っていますから、最終的に議論と連動させながら少し考えていきたいと思っているところです。

今の段階で目次構成をこうしますという提案ができないのは、我々としてももどかしいところです。

○濱田会長 それでは、今後に期待しつつということでよろしゅうございますね。

そのほか、何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○濱田会長 それでは、議事がまだございますので、次に移らせていただきます。

議事(3)は、札幌景観資産の指定解除についてです。

この案件につきましては、都市景観推進に関する取扱要綱で、特定の個人または法人の権利、利益にかかわる事項ですから非公開となりますが、そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 規定に沿った内容でございますので、確認させていただきます。

では、以降の議論を非公開でさせていただきますので、報道機関と傍聴の方にはご退席をお願いいたします。恐縮ですけれども、よろしくをお願いいたします。

[傍聴者は退席]

【 非 公 開 】

○濱田会長 予定された議題は終わりましたが、そのほか、委員の方々から何かありませんか。

○事務局(地域計画課長) 1件、追加でよろしいですか。

今の話題で、具体的に掘り下げた議論というお話もありましたので、スケジュールの話をさせていただきます。前段でかなり大きなお話もいただいて、計画の見直しの素案や条例、基本計画の役割分担の話も含めて、それは宿題として受けとめさせていただきましたので、次回、すぐに答えが出せるかどうかは別として、内部検討させていただきます。

一方で、今回の2回目は10月ごろ、そして3回目ということで、具体の検討、取り組みという文字しかなくて恐縮だったのですけれども、我々がイメージしていたのは、まさしく、今、景観資産のような問題が実際に顕在化していますので、本当に起きている問題はどうかということも改めて我々から情報提供をさせていただいて、今、容積移転のお話がありましたけれども、全部を受けられるかどうか別として、自由に議論を広げていただくためにも具体的な四つの柱を提示しましたので、届出だったり、資産だったり、景観まちづくりだったり、もうちょっとリアルにテーマを絞って議論を広げていただきたいと思っています。そういうことを継続しながら、全体の計画の枠組みを再整理したいと思っていますのですけれども、正直ベースで申し上げて、果たして4回でどこまで掘り下げ切れるのかと今の段階で思っています。ここは、各委員のご意見もいただきたいところですが、作業チームを別途つくとちょっと重たくなりますので、場合によっては、テーマに応じて我々から個別に各委員にアドバイスをいただけないかということをご相談させていただいたり、別途、会長からこういう体制で考えていったらということをご提案させていただいたり、そういうやりとりを少しフレキシブルにさせていただきたいという考えも持っています。その件について、各委員の方からアドバイスなりご意見なりをいただければ

と思います。

○濱田会長 今の事務局からのお話について、いかがでしょうか。

○斉藤委員 前の年度にも、こういう審議会ではなく、意見交換の場がありましたね。ああいう場をつくってもいいのではないかと思います。それは義務ではないですから、都合と意思が合えばですけれども。本当にこのスケジュールで先ほどの意見を受けてできるのだろうか。これは無理があると思います。

○廣川委員 それはお任せしますよ。こっちがそれに合わせられるかということもありますので。

○濱田会長 では、必要なときにはお声かけをして、ご参加いただける方の中で議論をする、あるいは、個別にメールなりファックスなり電話なり聞き取りなりでご意見をいただきながら、4回だけではない議論の場が準備されるということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 ありがとうございます。

多分、そういうことも含まなければ役目を果たせないと思いますので、恐縮ですが、よろしくをお願いします。

それでは、一通り終わりましたので、事務局にお返しいたします。

○事務局（地域計画課長） 本日は、長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

議事に入る前にご確認いただきましたが、議事録については、確定前に各委員に内容をご確認いただいた上で、確定後は、ホームページに掲載し、各委員にも送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の審議会は10月ごろと書いてありますけれども、9月末から10月ごろという大体の幅で今はイメージしておりますが、詳細の日程は改めてご案内をさせていただきたいと思っておりますし、もし、その前段もしくは当日になるのか、懇談会的なもののイメージが固まりましたら、随時ご連絡させていただくことで対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

7. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成26年度第1回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上

平成26年度第1回札幌市都市景観審議会出席者

委員（9名出席）

小川 光代	（一社）北海道建築士会まちづくり委員会副委員長
片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	（株）キタバ・ランドスケープ代表取締役
坂井 文	北海道大学大学院工学研究院准教授
鈴木宏一郎	（株）北海道宝島旅行社代表取締役社長
奈良 顕子	（有）奈良建築環境設計室取締役室長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター長・教授
濱田 暁生	（株）シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
廣川 雄一	札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長 （株）にしりん、（株）4丁目プラザ代表取締役社長